

## 18班は、国と区に対し11月12日「江戸川区スーパー堤防差止等請求」事件を提訴 訴訟代理人弁護団の陣容強化と、支援体制の拡充の下で『三つ目の訴訟』スーパー堤防そのものを断罪へ

### 裁判期日のお知らせ

#### スーパー堤防事業仮換地処分取消し訴訟 第4回東京地裁口頭弁論

期日：12月17日（水）午後1時半  
場所：東京地方裁判所 803号法廷  
交通：東京メトロ「霞ヶ関」下車  
A-1出口 徒歩1分

#### 江戸川区スーパー堤防事業差止等請求訴訟 第1回東京地裁口頭弁論

期日：2015年2月25日（水）  
午後4時（抽選：午後3時半）  
場所：東京地方裁判所 103号法廷  
交通：東京メトロ「霞ヶ関」下車  
A-1出口 徒歩1分

国と区を被告に、スーパー堤防事業そのものの差止と、損害賠償を求める本丸裁判です。裁判勝利のため、多くの傍聴者で法廷を埋めましょう。

18班住人と「江戸川区スーパー堤防事業取消し訴訟弁護団」と「江戸川区スーパー堤防取消し訴訟を支援する会」は、11月12日（水）午前、東京地裁に国と区に対し『江戸川区スーパー堤防整備事業差止請求事件』を提訴しました。

提訴の内容は「国に対して北小岩1丁目地区高規格堤防整備事業にかかる盛土工事の差止」および「被告Ⅱ国及び江戸川区に対して、原告らの精神的慰謝料を求める国家賠償法上の損害賠償請求」です。

差止請求の内容として (1) 2度の移転・長期間の仮住まいによる被害Ⅱ仮住まいの強制による平穏な生活権など、重要な人格権と所有権を侵害されているⅡ (2) 盛土による被害Ⅱ盛土によってなされた人工地盤には、液状化・沈下・斜面崩壊などの危険性があり、住民に危険を強いるものⅡ (3) スーパー堤防は必要性のない不合理な事業 (4) スーパー堤防事業の違法性Ⅱ所有権に対し、何ら法的権限のない盛土工事を行うことの違法。 (5) 原告らの人格権・所有権に基づく差止、などです。

そして、以上のような国と区による不法行為に対し、国家賠償法による請求をしました。

提訴後、記者会見する原告団と弁護団  
(司法記者クラブⅡ11月12日)

